

第 51 回長野県市町村対抗ゴルフ大会

期 日 2015 年 10 月 14 日（水）
会 場 信州伊那国際ゴルフクラブ

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I（C）1b』を適用する（ゴルフ規則 175 ページ参照）。
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I（C）1a』を適用する（ゴルフ規則 174 ページ参照）。
5. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I（C）5b』を適用する（ゴルフ規則 179 ページ参照）。
6. プレーの中断と再開
 - (1) 通常のプレーの中断については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置をすること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。
1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。（ゴルフ規則 6-8b 注）。
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
中断、再開ともに継続的なサイレンの後にアナウンス放送により連絡する。
7. 競技の終了時点
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ラテラルウォーターハザード（規則 26-1）
ラテラルウォーターハザードは赤杭をもって標示する。
3. 修理地（規則 25-1）
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
4. 動かさない障害物（規則 24-2）
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域（その動かさない障害物の一部とみなす）
5. コースと不可分の部分
 - a. 樹木に巻きついたり、密着させてあるもの
 - b. 小砂利やウッドチップを使用して舗装した区域
6. 地面に食い込んでいる球の救済
スルーザグリーンで自己のピッチマークに球が食い込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。このローカルルールの違反の罰は 2 打。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティインググラウンド付近に掲示し告示する。
2. コース内での携帯電話の使用は、緊急連絡時を除き使用を禁止する。
3. 距離測定器のコース内持ち込みを禁止する。

競技委員長 柄 沢 洋 一